

計量のしおり

取引・証明に「はかり」を使用する時……



東大阪市立消費生活センター

計量法では、取引や証明に「はかり」を使う場合、いろいろな決まりが定められています。

これらの決まりを守り、正しい取引・証明を行ってください。

「はかり」を使った取引とは商品を計って販売したり、病院・薬局等で薬を調剤する為に使用します。また証明とは、学校・幼稚園・病院等で体重を計って健康診断等に示し報告する場合をいいます。

特定計量器についての制度

取引・証明に使用される特定計量器は検定を受け合格したものでないと使用できません。

検定に合格すれば検定証印が付されます。



行政機関の検定に合格したもの

検定証印



指定製造事業者の検定に合格したもの

基準適合証印

特定計量器の有効期限

特定計量器のうち検定の有効期限が定められた計量器はこの期間を過ぎると使用できません。

ガスメーター 10年間
水道メーター 8年間

ガソリンメーター 7年間
電気メーター 10年間

電気メーターの場合

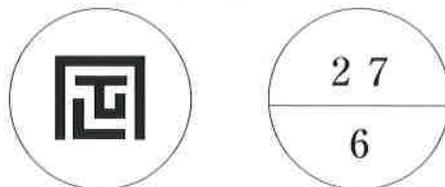
検定ラベル



平成27年6月まで有効期限があります。

ガス・水道メーターの場合

封印(鉛玉)



表

裏

平成27年6月まで有効期限があります。

ガソリンメーターの場合 (※この場合にも封印はあります)

検定証印はガソリンの給油量がデジタル表示される部分の周辺、基準適合証印は製造プレートに付してある場合が多く見られます。

検定証印

 24 2

基準適合証印

 24 2

いずれも平成24年2月まで有効期限があります。

定期検査

取引・証明に使用する「はかり」は、計量法により2年に1回定期検査が義務付けられています。また計量士が行う検査に合格した「はかり」は、定期検査を免除する制度もあります。

平成17年4月より中核市として定期検査は本市が行うようになり、検査業務は社団法人大阪府計量協会に委託しています。



定期検査済証

量目制度

商品を計って販売する場合、正確に計ることが義務づけられています。特に消費生活においてよく消費される商品については、特定商品として量目公差や内容量等表記が義務付けられています。

商品分類	量目公差
精米、食肉、お茶、菓子、豆類等	50g超～100g以下 2g
	100g超～500g以下 2%
野菜、漬物、魚介類、麺類、果物、海藻類等	50g超～100g以下 3g
	100g超～500g以下 3%
しょうゆ、食酢、洋酒等の体積表記商品	50ml超～100ml以下 2ml
	100ml超～500ml以下 2%

家庭用で使われる計量器

◆ 体温計・血圧計

体温計や血圧計は、生命に関わる計量器として「検定」に合格したものしか販売できません。

◆ ヘルスメーター・ベビースケール・キッチンスケール

法で定められた技術基準に適合したものしか販売できません、適合商品には適合マークが付されています。



家庭用計量器の適合マーク

